平成２２年（フ）第１５５９号
神戸市中央区下山手通１丁目３番11号パスポートビル４階
債務者　株式会社スマイルキッチンカンパニー
代表者代表取締役　湯浅　裕司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸谷　嘉秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前11時
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２３３号
島根県松江市古志原２丁目10番20号、前住所島根県松江市古志原町1077番地３
債務者　須藤　高志
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑久保和彦
4　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５０９号
愛知県東海市加木屋町北鹿持16番地129、住民票上の住所愛知県知多郡東浦町大字石浜字桜見台16番地の１
債務者　新美　幸夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松ちづ子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０号
青森県弘前市大字三世寺字鳴瀬150番地
債務者　工藤　廣子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０１７号
兵庫県芦屋市川西町２番５号　プチメゾン芦屋202、前住所大阪府豊中市上新田３丁目１番７―502号
債務者　下野　志乃
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　平成23年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１９号
愛媛県宇和島市坂下津甲407番地89
債務者　武内　巖
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２０号
愛媛県宇和島市下波2951番地
債務者　武内和加子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１４６５号
千葉県市川市南八幡１―３―５フォレストヴィラⅠ　103号、住民票上の住所埼玉県本庄市四季の里３丁目１番５号
債務者　堀越真由美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶原　利之
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３９号
千葉県船橋市習志野台６丁目13番20号
債務者　黒沢　勝
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８３７号
北海道江別市野幌屯田町１番地の15
債務者　浅野　勝康
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　武
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１０号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目31番11号ヴェラジオ―Ⅰ―303号
債務者　平石　政男
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　宏子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５号
新潟県新発田市中曽根町３丁目７番25号
債務者　喜藤　昭治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　慶貴
4　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５９７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2805番地４、前住所埼玉県越谷市花田１丁目33番地３　アブニールⅢ103号
債務者　常田千里馬
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隅田　敏
4　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５９８号
千葉市花見川区花見川９番18棟110号
債務者　和泉　ヒサ
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　快太
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係